

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年10月16日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500129号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500040号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成30年9月1日から令和2年7月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、15万円から20万円とする。

平成30年9月から令和2年6月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和2年7月31日から同年8月1日に訂正し、令和2年7月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

令和2年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年9月1日から令和2年7月31日まで
② 令和2年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が実際の給与額と異なっている。当該期間の給与はほとんどが未払であったが、退職日までに支払われた期間もある。私は、月額20万円(令和2年1月支払からは40万円)が支払われる約束で勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

請求期間②について、A社の資格喪失年月日が令和2年7月31日と記録されているが、雇用保険被保険者離職証明書の離職年月日が令和2年7月31日となっており、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は令和2年8月1日が正しいので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者は、A社において、月額20万円(令和2年1月からは40万円)の給

与を受領する約束で勤務していた旨主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項の規定に基づき記録の訂正が行われるためには、被保険者に報酬が支払われ、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があることを前提として、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方に見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

- 2 請求期間①のうち、平成28年9月1日から平成29年1月1日までの期間については、請求者から提出されたA社に係る平成28年分給与所得の源泉徴収票により、同年分の支払金額及び社会保険料等の金額は確認できるものの、各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない上、当該源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録により確認できる当該期間に係る標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料並びに当該源泉徴収票に記載されている支払金額を基に算出した雇用保険料の合計額を下回っている。

また、請求者は、事業主から給料明細書を受領したことがなく、上述の平成28年分以外の源泉徴収票は、受領していない旨陳述しており、課税庁においても平成31年度以前の税務関係資料については保存年限経過のため回答できないとしていることから、請求期間①のうち、平成29年1月1日から同年11月1日までの期間については、請求者の給与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

請求期間①のうち、平成29年11月1日から令和2年7月31日までの期間については、請求者から提出された未払給料確認書、未払賃金の立替請求書（控）及び労働基準監督署の確認通知書（控）並びに労働基準監督署から提出された定期賃金確認書（以下、併せて「未払賃金関連資料」という。）により、当該期間の賃金月額が請求者の主張する額（平成29年11月から令和元年12月までは20万円、令和2年1月から退職日までは40万円）であったことが確認できるものの、当該未払賃金関連資料からは厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、平成30年7月1日から令和2年7月31日までの期間については、上述の未払賃金関連資料によると、令和元年12月分を除き退職日までに請求者の主張する給与の支払がなかったことが確認できる。

加えて、i）A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、ii）労働基準監督署から提出された請求者の雇用契約書に記載されている同社の代表取締役は既に死亡しており、請求期間当時の状況を確認できないこと、iii）同社の複数の役員に対し照会を行ったが同社に関する資料を保存していない旨回答していること、iv）年金事務所から提出された請求者に係る平成28年厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、請求者の報酬月額が15万円と届けられており、オンライン記録と一致していることが確認できることから、請求期間①において、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料が控除されていたことを確認又は推認することができない。

このほか、請求期間①について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、厚生年金特例法により請求者の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正することはできない。

- 3 請求期間①のうち、平成30年9月1日から令和2年7月31日までの期間について、上述の未払賃金関連資料により確認できる当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）（20万円）は、オンライン記録における請求者の標準報酬月額（15万円）を超えていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

ただし、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の対象とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間②について、請求者及び労働基準監督署から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）、請求者から提出された未払賃金の立替払事業に係る労働基準監督署の確認通知書（控）によると、請求者のA社における離職年月日及び退職日は令和2年7月31日であることが確認でき、請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、未払賃金関連資料により、請求期間②に係る給与が未払であったことが確認できることから、当該給与から厚生年金保険料が控除された事実があったとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項による記録訂正の対象に該当しないと判断される。

このほか、請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により請求者の給与から控除されていたとは認められないことから、厚生年金特例法により請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を訂正することはできない。

- 5 請求者は、上述のとおり、請求期間②において、A社に勤務し、厚生年金保険被保険者要件を満たしていたことが認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和2年7月31日から同年8月1日に訂正し、令和2年7月の標準報酬月額を、当該期間に係る本来の標準報酬月額から20万円とすることが必要である。

ただし、令和2年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。